

令和5年度包括外部監査に対する対応状況・方針等

監査テーマ: 県有施設(一般建築物)の管理について

令和8年3月30日公表

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
1	R5	41	意見	今治庁舎	総務部	財産活用推進課	<p>県に対して、建築物の区分ごとの財産管理状況を確認するために、「施設の管理台帳等」を依頼するとともに、当施設全体の状況を確認するために、「公有財産台帳(建物台帳)」を依頼したところ、「財産の管理状況」と「公有財産台帳(建物台帳)」の提出をそれぞれ受けました。</p> <p>この点、両者を比較すると、「財産の管理状況」では、今治庁舎の区分に車庫兼書庫等関連施設の取得価格が集約された状態で記載されており、その合計額は、156,000千円である一方で、それに対応する「公有財産台帳(建物台帳)」の合計額は、111,297千円となっており、44,703千円の差がありました。</p> <p>また同様に、閲覧室についても、「財産の管理状況」では、1,970千円であり、「公有財産台帳(建物台帳)」での記載額931千円と、1,039千円の差がありました。</p> <p>県によると、両者はともに、今治庁舎として管理している財産が記録されている資料とのことですが、「公有財産台帳(建物台帳)」が正式な管理資料になるとのことであり、「財産の管理状況」は、今治支局が作成し、総務管理課へ提出されたものではあるものの、総務管理課としては使用しておらず、今治支局内で内部資料として使用しているとのことです。</p> <p>管理資料については、正しい情報に基づいて作成することはもちろん、県有財産として管理するという同じ目的をもつ資料であるため、記載項目を網羅した資料を作成する等して、管理資料の重複を排除することが望ましいです。</p> <p>なお、「公有財産台帳(建物台帳)」の更新にあたっては、年に一度全庁にマニュアルが配布され、各課で対応しているとのことでしたが、県有財産の管理上、施設所管各課では細心の注意を払って対応する必要があることはもちろん、関連各課で、固定資産に関して必要な情報を利用する場合には、最新の「公有財産台帳(建物台帳)」を参照して対応する必要があります。</p>	<p>他県等の状況を調査したうえで、管理資料の一元化方法について検討する。</p>	<p>本庁舎の適切な財産管理に向け、公有財産管理台帳を基本とする管理とする。</p> <p>なお、今治庁舎については、今治市役所庁舎との複合庁舎化に向けた基本協定が締結され、今治市が主体となって整備、所有することとなった。</p>	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 担当局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
2	R5	42	意見	今治庁舎 個別施設計画の作成方法について	総務部	財産活用推進課	<p>現在作成されている個別施設計画では、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、ライフサイクルコスト(LCC)計算にあたっては、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用が考慮されたものになっていません。</p> <p>この点、ライフサイクルコスト(LCC)計算については、個別施設計画策定期間に、今治市や国の施設との合築の検討(以下、合築案)も並行して進められていたため、対応方針が未定であったことが影響し、建替コストの見積もりができなかったとのことです。</p> <p>なお、ライフサイクルコスト(LCC)計算プログラムの修繕費用については、建物附属設備に係る修繕費用も対象としてはいますが、個々の設備の現状を踏まえた算定にはなっておらず、修繕案件の中期的な把握については、個別施設計画ではなく、保全措置対象施設一覧において管理されているのが実情とのことです。</p> <p>今治庁舎の場合、監査実施時点(現時点)では、合築案はなくなり、建替を前提として計画されているとのことでしたので、現在の個別施設計画の見直しは必須であり、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用が考慮されたライフサイクルコスト(LCC)計算を実施して、ライフサイクルコスト(LCC)計算結果が最小となるような個別施設計画を作成することが望ましいです。</p>	<p>今治庁舎の耐震化方針を踏まえ、個別施設計画の策定を検討する。</p>	<p>他県等の状況を調査し、施設の修繕履歴等の管理やライフサイクルの算定が可能となるシステムの導入に向けた検討を進めている。</p> <p>また、個別施設計画策定の基準となる統一ガイドライン等の策定の検討を進めている。</p> <p>なお、今治庁舎については、今治市役所庁舎との複合庁舎化に向けた基本協定が締結され、今治市が主体となって整備、所有することとなった。</p>	対応 済
3	R5	42	意見	今治庁舎 ライフサイクルコスト(LCC)計算について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、ライフサイクルコスト(LCC)計算プログラムは、今治市や国の施設との合築の検討も並行して進められていたため、耐震化を前提とした経費の算出には対応しておらず、建替内容の詳細も決まっていなかったため、建替までの維持に要する経費を算出しているとのことであり、関連資料の閲覧等をしたところ、建築物を建築・電気・機械という形で区分して、建物附属設備を含む、現有施設を維持する期間の経費について計算されていることは理解できました。</p> <p>この点、計算の詳細については、県によると、LCC計算プログラムの実施にあたっては、一般財団法人 建築保全センター発行の「建築物のライフサイクルコスト(第2版)」付録のプログラムを利用しており、実際の床面積や建物の種別のみを使用した簡易計算となっているとのことであり、各単価マスタについても、プログラム上、中規模事務庁舎として選択した場合の簡易計算採用時における初期設定値(標準単価)の状態であるとのことでした。</p> <p>本来、単価マスタに登録する見積単価は、建築物の建築場所や使用する材料、使用年度等によって異なってくるものであるため、専門業者から見積書等を入手する等して、初期設定値(標準単価)の修正の要否を検討することが必要と考えます。</p> <p>監査実施時点(現時点)では、合築案はなくなり、県単独で建替詳細を検討できるような状況にあると思慮されるため、今後見直す個別施設計画については、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を網羅する形で、ライフサイクルコスト(LCC)計算を実施し、その計算根拠資料についても適切に保存できるような体制を構築することが望ましいです。</p>	<p>個別施設計画を作成する際には、ライフサイクルコスト計算の実施を検討する。</p>	<p>他県等の状況を調査し、施設の修繕履歴等の管理やライフサイクルの算定が可能となるシステムの導入に向けた検討を進めている。</p> <p>なお、今治庁舎については、今治市役所庁舎との複合庁舎化に向けた基本協定が締結され、今治市が主体となって整備、所有することとなった。</p>	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 担当局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
4	R5	43	意見	今治庁舎 全庁的な個別 施設計画の作成・更新マニュアル等の作成 について	総務部	財産 活用 推進課	個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、施設の類型ごとに関係省庁がガイドラインを定めているため、推進本部において、画一的な作成方法は特に示していないとのことです。 この点、総合管理計画によれば、『各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定し、財政状態等を踏まえながら、適切に計画の見直しを行うものとする。』とされています。 この趣旨に鑑みると、県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握する必要性から、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を作成するのであり、当該目的を達成するためには、推進本部から、個別施設計画の改訂・更新・フォローアップにあたっての具体的な指示通達、改訂、作成方法の指示等があるべきと考えます。 全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。	他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアル等の策定の検討を進めている。	他県等の状況を調査し、施設の修繕履歴等の管理やライフサイクルの算定が可能となるシステムの導入に向けた検討を進めている。 また、個別施設計画策定の基準となる統一ガイドライン等の策定の検討を進めている。 なお、今治庁舎については、今治市役所庁舎との複合庁舎化に向けた基本協定が締結され、今治市が主体となって整備、所有することとなった。	対応 済
5	R5	43	意見	今治庁舎 固定資産台帳 管理について	総務部	財産 活用 推進課	施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうかについて確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施されていないとのことです。 また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。 この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価格や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。 また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。	他県等の状況を調査したうえで、各施設の固定資産台帳に修繕履歴等を追加することについての検討を進めている。	他県等の状況を調査し、施設の修繕履歴等の管理やライフサイクルの算定が可能となるシステムの導入に向けた検討を進めている。 なお、今治庁舎については、今治市役所庁舎との複合庁舎化に向けた基本協定が締結され、今治市が主体となって整備、所有することとなった。	対応 済
9	R5	48	意見	松山庁舎 固定資産台帳 管理について	総務部	財産 活用 推進課	施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうかについて確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施されていないとのことです。 また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。 この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価格や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。 また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。	他県等の状況を調査したうえで、各施設の固定資産台帳に修繕履歴等を追加することについての検討を進めている。	他県等の状況を調査し、施設の修繕履歴等の管理やライフサイクルの算定が可能となるシステムの導入に向けた検討を進めている。	検討 中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
10	R5	48	意見	松山庁舎 個別施設計画の作成方法について	総務部	財産活用推進課	<p>現在作成されている個別施設計画では、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、ライフサイクルコスト(LCC)計算にあたっては、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用が考慮されたものになっていません。</p> <p>この点、ライフサイクルコスト(LCC)計算プログラムの修繕費用については、建物附属設備に係る修繕費用も対象としていますが、個々の設備の現状を踏まえた算定にはなっておらず、修繕案件の中期的な把握については、個別施設計画ではなく、保全措置対象施設一覧において管理されているのが実情とのことです。</p> <p>個別施設計画は、県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握する必要性から作成されるものであり、長期的観点に立ったものであるところ、現状利用されている、保全措置対象施設一覧は、短期又は中期的なところで作成されているものであるため、少なくとも対象とする期間について相違があります。</p> <p>この点、両者は上記のとおり、対象とする期間に相違があるだけなので、まず長期的な観点から、施設の維持、統合、売却などの方針を個別施設計画として定めて、同計画で、施設維持の方針が採用されれば、当該施設が正常に稼働し続けることができるように設備の取替更新を含めた、施設維持のための支出を、短期又は中期的に、保全措置対象施設一覧に織り込んで、予算を策定し、実績との比較を行いつつ、財政の適正化をはかることが良いと考えます。</p> <p>個別施設計画自体は、方針の決定だけでなく、影響を勘案する必要があるため、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用が考慮されたライフサイクルコスト(LCC)計算を実施して、ライフサイクルコスト(LCC)計算結果が最小となるように作成することが望ましいです。</p>	他県等の事例を調査するなど、ライフサイクルコストを踏まえた個別施設計画の改定の検討を進めている。	他県等の状況を調査し、施設の修繕履歴等の管理やライフサイクルの算定が可能となるシステムの導入に向けた検討を進めている。 また、個別施設計画策定の基準となる統一ガイドライン等の策定の検討を進めている。	検討中
11	R5	49	意見	松山庁舎 ライフサイクルコスト(LCC)計算について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、ライフサイクルコスト(LCC)計算プログラムは、建築物を建築・電気・機械という形で区分して、建物附属設備を含む、現有施設を維持する期間の経費について計算しているとのことです。</p> <p>この点、計算の詳細については、県によると、LCC計算プログラムの実施にあたっては、一般財団法人 建築保全センター発行の「建築物のライフサイクルコスト(第2版)」付録のプログラムを利用しており、実際の床面積や建物の種別のみを使用した簡易計算となっているとのことであり、各単価マスタについても、プログラム上、中規模事務庁舎として選択した場合の簡易計算採用時における初期設定値(標準単価)の状態であるとのことでした。</p> <p>本来、単価マスタに登録する見積単価は、建築物の建築場所や使用する材料、使用年度等によって異なってくるものであるため、専門業者から見積書等を入手する等して、初期設定値(標準単価)の修正の要否を検討することが必要と考えます。</p> <p>今後見直す個別施設計画については、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を網羅する形で、ライフサイクルコスト(LCC)計算を実施し、その計算根拠資料についても適切に保存できるような体制を構築することが望ましいです。</p>	個別施設計画の見直しにあたっては、ライフサイクルコストを踏まえた個別施設計画の改定を検討する。	他県等の状況を調査し、施設の修繕履歴等の管理やライフサイクルの算定が可能となるシステムの導入に向けた検討を進めている。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 担当局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
12	R5	49	意見	松山庁舎 全庁的な個別 施設計画の作成・更新マニュアル等の作成 について	総務部	財産活用推進課	個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、施設の類型ごとに関係省庁がガイドラインを定めているため、推進本部において、画一的な作成方法は特に示していないとのことです。 この点、総合管理計画によれば、『各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定し、財政状態等を踏まえながら、適切に計画の見直しを行うものとする。』とされています。 この趣旨に鑑みると、県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握する必要性から、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を作成するのであり、当該目的を達成するためには、推進本部から、個別施設計画の改訂・更新・フォローアップにあたっての具体的な指示通達、改訂、作成方法の指示等があつて然るべきと考えます。 全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。	他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアル等の策定の検討を進めている。	他県等の状況を調査し、施設の修繕履歴等の管理やライフサイクルの算定が可能となるシステムの導入に向けた検討を進めている。 また、個別施設計画策定の基準となる統一ガイドライン等の策定の検討を進めている。	検討中
16	R5	53	意見	本町ビル 固定資産台帳 管理について	総務部	財産活用推進課	施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうかについて確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施されていないとのことです。 また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。 この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価額や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。 また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。	他県等の状況を調査したうえで、各施設の固定資産台帳に修繕履歴等を追加することについての検討を進めている。	他県等の状況を調査し、施設の修繕履歴等の管理やライフサイクルの算定が可能となるシステムの導入に向けた検討を進めている。	検討中
18	R5	54	意見	本町ビル 個別施設計画 について	総務部	財産活用推進課	本町ビルは、個別施設計画において、本庁舎等として、施設概要等を記載した対応方針を作成していますが、県によると、施設の老朽化等の問題もあり、長寿命化等の検討も特に行っていないため、各入居団体とは、令和5年度から令和7年度までの3年期限の定期建物賃貸借契約を締結していることから、各年度単位での計画額や実行額の記載まではしていないとのことです。 このため個別施設計画では、必要最低限の短期修繕のみを予定していますが、今後3年間の定期借地権契約の中での最低限の事後保全にかかる費用を可視化した定量的な記載はありませんでした。また、取得価格が267百万円もした状況に鑑みて、取壊しコストや売却コスト等といった、ライフサイクルコスト(LCC)を意識して記載すべきところ、ライフサイクルコスト(LCC)を意識した計画にはなっていません。 個別施設計画は、県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握するためのものであり、県として、当該計画を将来の財政負担を考慮するうえで適切に利用するためには、ライフサイクルコスト(LCC)を意識した個別施設計画を作成することが望ましいです。	個別施設計画の見直しにあたっては、ライフサイクルコストを踏まえた個別施設計画の改定を検討する。	他県等の状況を調査し、施設の修繕履歴等の管理やライフサイクルの算定が可能となるシステムの導入に向けた検討を進めている。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 担当局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
20	R5	54	意見	本町ビル	総務部	財産活用推進課	<p>本施設では、1階と2階で所管課が異なっており、今後の利用方針については、労政雇用課と総務管理課とで、十分な情報共有が必要となりますが、監査実施時点では、2階に入居している団体との定期建物賃貸借契約の年数やその後の方針案など具体的な情報の共有まではできていませんでした。</p> <p>このような状況では、本町ビル全体としての施設の管理方針としての意思決定については、適時の意思決定は出来ず、必要以上に時間を要してしまうことも考えられます。</p> <p>例えば、2階の貸事務所スペースについては、各入居団体とは、令和5年度から令和7年度までの3年期限の定期建物賃貸借契約を締結していることから、長寿命化等の検討は特に行っていないため、施設維持管理を行う総務管理課においては、今後、同計画期間が終了した後の遊休スペースの取扱いの問題が生じ、仮に、施設として処分を決める場合には、労政雇用課が行っている行政事務の移転先確保等の問題が生じます。</p> <p>なお、本施設は耐震診断が実施できていないことから、施設維持の方針が採用されるような場合には、早急に、耐震診断及び耐震化工事または建替が必要になると考えられるため、各年度単位で修繕支出計画額を管理できるような個別施設計画の作成が必要となると考えます。</p> <p>このように、両者間で十分な情報共有がなされないと、個別施設計画として、適時適切な作成ができないことになってしまうと考えられるため、両者間での密なコミュニケーションの実施とその協議の結果としての議事録を作成し保管することが、適時適切な個別施設計画の作成の観点及び県担当者間での引き継ぎ等の観点から望ましいです。</p>	各所管課との情報共有を密にしながら、当該施設の個別施設計画の策定を検討する。	各所管課との情報共有を密にしながら、当該施設の個別施設計画の策定を検討する。	検討中
21	R5	55	意見	本町ビル	総務部	財産活用推進課	<p>個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、施設の類型ごとに関係省庁がガイドラインを定めているため、推進本部において、画一的な作成方法は特に示していないとのことです。</p> <p>この点、総合管理計画によれば、『各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定し、財政状態等を踏まえながら、適切に計画の見直しを行うものとする。』とされています。</p> <p>この趣旨に鑑みると、県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握する必要性から、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を作成するのであり、当該目的を達成するためには、推進本部から、個別施設計画の改訂・更新・フォローアップにあたっての具体的な指示通達、改訂、作成方法の指示等があるべきと考えます。</p> <p>全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。</p>	他県等の状況を調査するなど、個別施設計画に係るマニュアルの作成の検討を進めている。	他県等の状況を調査するなど、個別施設計画に係るガイドラインの作成の検討を進めている。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
25	R5	60	意見	愛媛県研修所	総務部	財産活用推進課	個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、施設の長期的な使用方針については、共通棟が愛媛県農業協同組合中央会との共有の建物であることもあって、愛媛県農業協同組合中央会とも協議の上、総合的に検討する必要があるとのことです。 そのため、個別施設計画を実行していくための具体的なプロセスを明記したマニュアルについては、現時点では作成されていません。 長寿命化計画を策定するうえで、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にするなどして、できるだけ長期間の計画を立て、管理できるような仕組みを構築することが望ましいです。なお、できれば、全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。	他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアル等の策定の検討を進めている。	他県等の状況を調査するなど、個別施設計画に係るガイドラインの作成の検討を進めている。	検討中
31	R5	72	意見	愛媛県武道館	観光スポーツ文化部	地域スポーツ課	愛媛県武道館の個別施設計画では、全道場照明LED化を計画しております。当該工事は武道館の照明機器で現在使用中の水銀灯が販売終了しており、水銀灯の在庫がなくなった場合、施設の利用ができなくなる可能性があること、また、安定器も特注品であり販売終了予定のため、故障した場合修理期間が長期化し、その間道場が利用できなくなるなど施設運営に重大な影響を及ぼすことが予想されます。以上のことから、早期の更新により設備故障によるリスクの排除を目的として計画された工事とのことです。 しかしながら、実際には重大な故障リスクを排除することを目的とした当該工事は予算が確保できなかったため計画通り実施できませんでした。 重大な故障リスクを排除することを目的とする工事が予算不足を理由に先送りにされると、場当たりの緊急工事が散発する結果を招きやすくなり、また、高い緊急性から限られた業者数での選定を行い割高な工事金額を容認せざるを得ない可能性が高くなるため、将来的な財政負担を増やす要因になりかねません。 県として長寿命化を実施すべきと考えられる重要施設であれば、このような重大な故障リスクは無視できないものと考えられます。そのような施設については適切に立てられた計画通りに財源を確保して速やかに実施することが望ましいです。	県有施設(建物・設備)の機能改善に係る対応方針については、毎年度開催の「県有財産管理推進本部会議」で各部署の要望を踏まえて決定しているところであり、県武道館の全道場照明LED化については今年度の会議で諮られることとなったが、工事の実施には至っていないため、既存の計画の見直しを検討する。	県有施設(建物・設備)の機能改善に係る対応方針については、毎年度開催の「県有財産管理推進本部会議」で各部署の要望を踏まえて決定している。うち、照明のLED化については、前年度不採択の結果であったことを踏まえ、既存計画を見直した上で令和7年度補正予算に所要経費を計上し、令和8年度に適切な工事発注を進めていくこととしている。その他修繕箇所についても、故障リスクに備えた計画的な長寿命化に取り組んで参りたい。	対応済
35	R5	83	意見	萬翠荘	総務部	財産活用推進課	重要文化財である萬翠荘は個別施設計画が策定されておらず、長寿命化等の施設維持に関する方針や中長期での維持管理・更新等の費用の計画がありません。 総合管理計画では、「それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定」されているところ、重要文化財の取り扱いについては個別に指示がありません。また、所管課の話によると、重要文化財は建築基準法の適用対象外で文化財保護法の適用を受けることとなり、所有者は国の認定を受けて「保存活用計画」を策定できるとされているものの、策定にあたっては、歴史的背景や自然環境、建築的調査、測量など各分野の専門家の協力を得ることになっており、計画策定や策定後の見直しに多額の経費がかかると考えられるため、策定できていないとのことでした。しかし、文化庁の助言を受けて行う重要文化財の修繕も補助金の補填は50%までとなり、重要文化財の	【財産活用推進課】 当該施設所管課との議論を踏まえ、当該施設に関する個別施設計画の、総合計画上の取り扱いを検討する。	【財産活用推進課】 愛媛県公共施設等総合管理計画において「各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて、個別施設計画を策定」することとしており、当該施設所管課において策定を検討しているところ。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
00	100	00	見	国卒社 の策定につ いて	観光 スポ ーツ 文化 部	文化 振興 課	<p>維持には県独自の財源も多額に必要となります。</p> <p>また、萬翠荘には重要文化財である建築物以外にもポンプ室など修繕において国の補助金の対象とならない設備・施設が存在し、一般財源で修繕を賄うべきものがあります。これらは萬翠荘の維持を続ける限り、半永久的に維持管理・更新等の費用がかかることが見込まれます。</p> <p>加えて、過去10年程度の修繕をみても将来の多額の財源の確保が必要と考えられることから、上記のような特殊な背景が存在するものの、重要文化財の維持管理・更新等に係る計画策定の必要性はあると考えられます。財源・予算等を踏まえて「保存活用計画」を策定するか否か、また、重要文化財としての保護対象とならない設備・施設のみ対象とする個別施設計画が必要となるのかどうか、総合管理計画における例外的取り扱いを追記することも含めて、十分な議論・検討をすることが望ましいと思料いたします。</p>	<p>【文化振興課】</p> <p>「保存活用計画」の策定には各種調査や測量などに多額の経費がかかることが考えられるため、現時点では策定には至っていないが、他県の文化財施設の計画策定の有無や計画策定・更新に係る経費等を確認するなど事例を研究し、「保存活用計画」あるいは「個別施設計画」の策定の可否について、財産活用推進課の方針等も踏まえて議論・検討を行う。</p>	<p>【文化振興課】</p> <p>「保存活用計画」の策定には各種調査や測量などに多額の経費がかかるため、財源の確保や予算等ふまえて、現時点では策定には至っていない。引き続き、他県の文化財施設の計画策定状況や策定・更新に係る経費等を確認するなど事例を研究し、「保存活用計画」あるいは「個別施設計画」の策定の可否について、財産活用推進課の方針等を踏まえて議論・検討を行う。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分	
								令和6年度報告内容	令和7年度状況		
36	R5	88	意見	愛媛県総合科学博物館	施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、現状、施設の廃止、集約化・複合化は検討していないとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部署の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況（築年数、耐震性、老朽化の現状等）、施設の機能（代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等）、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	<p>当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部署主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。</p>	<p>当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部署主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。</p>	検討中
37	R5	89	意見	愛媛県総合科学博物館	個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのことですが、また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針（長寿命化、統合、将来廃止等）については県民に公開されていません。</p> <p>受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部署の主導のもと、地域別や施設類型別の保有方針を示すことが望ましいです。</p>	<p>当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。</p>	<p>個別施設計画の公開については、現在策定を進めている個別施設計画の策定の手引きと併せて、各施設所管課に公開方法を周知することを検討している。</p> <p>また、当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。</p>	検討中
41	R5	90	意見	愛媛県総合科学博物館	維持管理業務の包括外部委託	総務部	財産活用推進課	<p>【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。</p>	<p>【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。</p>	検討中	

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
46	R5	90	意見	日科寺博物館 の包括外部委託について	観光スポーツ文化部	まなび推進課	を検討することが望ましいです。 なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事室、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。	【まなび推進課】 当施設は指定管理者制度を採用しており、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を採用するためには全庁的な検討が必要であるため、示された方針に基づいて対応を検討する。	【まなび推進課】 当施設は指定管理者制度を採用しており、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を採用するためには全庁的な検討が必要であるため、示された方針に基づいて対応を検討する。	検討中
47	R5	93	意見	えひめ青少年ふれあいセンター 施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	総合管理計画では、「県有施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。 上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一した具体的な評価手法は定められていません。 県によると、現状、施設の廃止、集約化・複合化は検討していないとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部局の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。 例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況（築年数、耐震性、老朽化の現状等）、施設の機能（代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等）、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討中
48	R5	93	意見	えひめ青少年ふれあいセンター 個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのことですが、また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針（長寿命化、統合、将来廃止等）については県民に公開されていません。 受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部局の主導のもと、地域別や施設類型別での保有方針を示すことが望ましいです。	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	個別施設計画の公開については、現在策定を進めている個別施設計画の策定の手引きと併せて、各施設所管課に公開方法を周知することを検討している。 また、当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 担当局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
52	R5	95	意見	えひめ青少年ふれあいセンター 維持管理業務の包括外部委託について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、当施設はこれまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのこと。スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。</p> <p>なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。</p>	【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。	【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。	検討中
						観光スポーツ文化部		まなび推進課	【まなび推進課】 当施設は指定管理者制度を採用しており、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を採用するためには全庁的な検討が必要であり、示された方針に基づいて対応を検討する。	【まなび推進課】 当施設は指定管理者制度を採用しており、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を採用するためには全庁的な検討が必要であり、示された方針に基づいて対応を検討する。
55	R5	99	意見	愛媛県美術館 施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、現状、施設の廃止、集約化・複合化は検討していないとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部局の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況（築年数、耐震性、老朽化の現状等）、施設の機能（代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等）、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	<p>当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。</p>	<p>当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分	
								令和6年度報告内容	令和7年度状況		
56	R5	100	意見	愛媛県美術館	個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのことです。 また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針(長寿命化、統合、将来廃止等)については県民に公開されていません。 受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部局の主導のもと、地域別や施設類型別での保有方針を示すことが望ましいです。	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	個別施設計画の公開については、現在策定を進めている個別施設計画の策定の手引きと併せて、各施設所管課に公開方法を周知することを検討している。 また、当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討中
63	R5	104	意見	愛媛県消防学校	施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。 上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一した具体的な評価手法は定められていません。 県によると、現状、施設方針の検討は行っておらず、消防学校は消防組織法の規定に基づき設置義務がある施設であることから、適切な機能維持・管理に努めているとのことです。 インフラ基盤としての当該施設の重要性は理解されるどころですが、今後の人口動態やDX化による社会の変容により、あらゆる施設の在り方について検討の余地があると考えます。個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部局の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。 例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討中
64	R5	105	意見	愛媛県消防学校	個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのことです。 また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針(長寿命化、統合、将来廃止等)については県民に公開されていません。 受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部局の主導のもと、地域別や施設類型別での保有方針を示すことが望ましいです。	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	個別施設計画の公開については、現在策定を進めている個別施設計画の策定の手引きと併せて、各施設所管課に公開方法を周知することを検討している。 また、当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分	
								令和6年度報告内容	令和7年度状況		
67	R5	106	意見	愛媛県消防学校	個別施設計画の計画期間について	県民環境部	消防防災安全課	<p>個別施設計画の計画期間は令和2年度から令和11年度の10年間となっています。県によると、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図るために10年間とされているとのことです。</p> <p>一方で、施設の目標使用年数は47年間としていることから、令和19年までの施設の使用を前提としています。従って、個別施設計画期間末の8年後には施設の使用が終了し、施設の撤去が想定されます。</p> <p>施設の維持管理及び施設の撤去・更新には長期的に多額の支出が必要となることが想定されることから、施設の在り方を検討の上、長期的な計画とすることが望ましいです。</p> <p>なお、長期に渡る修繕計画の精度は相対的に低いため、長寿命化方針のマスタープランとなる20年超の長期計画、5年程度の中期計画を別途管理して、それぞれの計画を随時更新していく手法等も考えられます。</p>	<p>統括管理部局とも協議のうえ、施設の目標使用年数が経過した後の施設の在り方を踏まえ、長期的な計画とすることが可能であるかを検討していく。</p>	<p>引き続き、統括管理部局とも協議のうえ、施設の目標使用年数が経過した後の施設の在り方を踏まえ、長期的な計画とすることが可能であるかを検討していく。</p>	検討中
70	R5	107	意見	愛媛県消防学校	維持管理業務の包括外部委託について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのことです。スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。</p>	<p>【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。</p>	<p>【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。</p>	検討中
						県民環境部	消防防災安全課	<p>なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。</p>	<p>【消防防災安全課】 維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減につながるのであれば、県有施設全体又は近隣の県有施設との包括的な維持管理業務外部委託を検討するべきであると考えている。</p>	<p>【消防防災安全課】 引き続き、維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減につながるのであれば、県有施設全体又は近隣の県有施設との包括的な維持管理業務外部委託を検討するべきであると考えている。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
74	R5	108	意見	愛媛県消防学校	総務部	財産活用推進課	<p>個別施設計画では、下記の積算計算により、(A)単純更新した場合と(B)長寿命化した場合のコストを算出し、算出額を比較することで、長寿命化によるコスト削減効果を測定しています。</p> <p>(A)単純更新 建設コスト+解体処分コスト+保全コスト(年単価×30年)</p> <p>(B)長寿命化 運用コスト(年単価×30年)+保全コスト(年単価×30年)</p> <p>*保全コスト(保守費)、運用コスト(光熱水費)</p> <p>個別施設計画では、長寿命化による施設の目標使用年数は47年間としていることから、令和19年までの施設の使用を想定しています。個別施設計画策定の令和3年を起点として長寿命化によるコストを測定する場合、年単価に乗じるべき年数は令和4年から令和19年までの14年とすべきです。また、単純更新によるコストの測定に利用される年数は14年よりも短い年数となるべきです。</p> <p>さらに、長寿命化によるコスト測定には運用コストと保全コストのみで算定しており、建設・解体処分コストを計算に含めていません。長寿命化した場合にも、既存の建築物を永久に使用できるわけではないため、建設コストまたは解体処分コストは発生すると考えられます。長寿命化によるコスト測定する場合にも、建設コスト及び解体処分コストを考慮すべきです。</p> <p>そして、単純更新した場合と長寿命化した場合の将来の各年度に発生を見込むコストについて、現在価値への割引計算を行い、それぞれの割引現在価値金額の総額を比較することで、長寿命化によるコスト削減効果を測定すべきです。</p> <p>財源には制約がある中で、県有施設等の管理の最適化を図るためには、県有施設全体を俯瞰して管理の最適化を図ることが求められます。そのために、長寿命化効果の測定等の定量分析ロジックの統一は、絶対的に必要と考えます。統括管理部局の主導のもと、個別施設計画の共通的な記載事項等を定めた愛媛県個別施設計画策定ガイドラインを整備することが望ましいです。</p>	他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアル等の策定の検討を進めている。	他県等の状況を調査し、施設の修繕履歴等の管理やライフサイクルの算定が可能となるシステムの導入に向けた検討を進めている。 また、個別施設計画策定の基準となる統一ガイドライン等の策定の検討を進めている。	検討中
88	R5	120	意見	ファミリーハウスあい	保健福祉部	健康増進課	<p>個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、実行していくための具体的なプロセスを明記したマニュアルまでは作成されていません。</p> <p>長寿命化計画を策定するうえでは、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にするなどして、できるだけ長期間の計画を立て、管理できるように仕組みを構築することが望ましいです。なお、できれば、全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。</p>	現在作成されている本計画は、時間的制約がある中、日常点検等を踏まえ、把握できる範囲での検討結果として記載したものであるが、当施設も建築から20年が経過し、今後、施設の状況に基づき長期的な視点で維持管理の計画を策定する必要があると考えているため、個別施設計画の見直しに関する全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後対応する。	現在作成されている本計画は、時間的制約がある中、日常点検等を踏まえ、把握できる範囲での検討結果として記載したものであるが、当施設も建築から20年が経過し、今後、施設の状況に基づき長期的な視点で維持管理の計画を策定する必要があると考えているため、個別施設計画の見直しに関する全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて総括課と協議のうえ検討を行っていきたい。	検討中
92	R5	127	意見	愛媛県総合保健福祉センター	保健福祉部	子育て支援課	<p>愛媛県総合保健福祉センターの個別施設計画の計画期間は現行の総合管理計画の終期に合わせて5年間とされており。しかしながら、平成29年3月に策定された総合管理計画の計画期間は10年間で、個別施設計画の計画期間がその終期を超えてはならないルールはありませんし、実際、県その他課が所管する施設に係る個別施設計画の計画期間は総合管理計画の終期である令和7年度を超えているものが多数あります。</p> <p>また、多くの施設の大きな修繕は5年周期で実施するものよりも10年以上の周期で実施するものが多く、総合管理計画の更新時に適切な財源計画(財源の見通し)を作るためには少なくとも10年単位の計画を必要とされますので、個別施設計画についても計画期間を10年以上とすることが望ましいです。</p>	次回の個別施設計画の改訂時において、10年以上の計画期間とするよう検討する。	次期計画の策定においては、計画期間の見直しについても総括課と協議のうえ検討を行うこととする。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
98	R5	129	意見	愛媛県総合保健福祉センター	保健福祉部	子育て支援課	<p>愛媛県総合保健福祉センターの施設往査の結果、敷地内にある過去に利用されていたプールと、未利用の付属施設であるポンプ室や屋外便所がありました。また、倉庫・物置(旧看護宿舎棟)は管理・利用されていない棚やロッカー、椅子等の物品が雑然と置かれており、一部の部屋でコロナ関係物資(マスク等)が保管されているのみという現況でした。</p> <p>これらの施設が置かれている敷地面積は広く、もし施設がなかった場合、臨時的な利用者も多い当該施設の駐車場の余裕を増やせることは間違いなく、将来的に管理棟などの施設建替え時には、現利用中の駐車場スペースと合わせて仮設の事務所や新事務所の建設場所として利用が可能になると考えられます。</p> <p>したがって、いずれは取り壊しが必要となる未利用ないし低利用施設を早急に取り壊すことを検討し、可能な限り保有する敷地を有効活用することが望ましいです。</p>	<p>児童相談所機能の在り方を含め、維持管理・更新等や耐震化又は統合・廃止の方針検討を進めているところであり、当該方針の決定後に個別施設計画に反映させることとする。</p>	<p>児童相談所機能の在り方を含め、維持管理・更新等や耐震化又は統合・廃止の方針検討を進めているところであり、当該方針の決定後に個別施設計画に反映させることとする。</p>	検討中
100	R5	133	意見	えひめ学園	保健福祉部	子育て支援課	<p>えひめ学園の個別施設計画の計画期間は現行の総合管理計画の終期に合わせて5年間とされており。しかしながら、平成29年3月に策定された総合管理計画の計画期間は10年間で、個別施設計画の計画期間がその終期を超えてはならないルールはありませんし、実際、県他課が所管する施設に係る個別施設計画の計画期間は総合管理計画の終期である令和7年度を超えているものが多数あります。</p> <p>また、多くの施設の大きな修繕は5年周期で実施するものよりも10年以上の周期で実施するものが多く、総合管理計画の更新時に適切な財源計画(財源の見通し)を作るためには少なくとも10年単位の計画を必要とされますので、個別施設計画についても計画期間を10年以上とすることが望ましいです。</p>	<p>次回の個別施設計画の改訂時において、10年以上の計画期間とするよう検討する。</p>	<p>次期計画の策定においては、計画期間の見直しについても総括課と協議のうえ検討を行うこととする。</p>	検討中
103	R5	138	意見	えひめこどもの城	保健福祉部	子育て支援課	<p>えひめこどもの城の個別施設計画の計画期間は現行の総合管理計画の終期に合わせて5年間とされており。しかしながら、平成29年3月に策定された総合管理計画の計画期間は10年間で、個別施設計画の計画期間がその終期を超えてはならないルールはありませんし、実際、県他課が所管する施設に係る個別施設計画の計画期間は総合管理計画の終期である令和7年度を超えているものが多数あります。</p> <p>また、多くの施設の大きな修繕は5年周期で実施するものよりも10年以上の周期で実施するものが多く、総合管理計画の更新時に適切な財源計画(財源の見通し)を作るためには少なくとも10年単位の計画を必要とされますので、個別施設計画についても計画期間を10年以上とすることが望ましいです。</p>	<p>次回の個別施設計画の改訂時において、10年以上の計画期間とするよう検討する。</p>	<p>次期計画の策定においては、計画期間の見直しについても総括課と協議のうえ検討を行うこととする。</p>	検討中
106	R5	142	意見	東予児童相談所(東予子ども・女性支援センター)	保健福祉部	子育て支援課	<p>東予児童相談所の個別施設計画の計画期間は現行の総合管理計画の終期に合わせて5年間とされており。しかしながら、平成29年3月に策定された総合管理計画の計画期間は10年間で、個別施設計画の計画期間がその終期を超えてはならないルールはありませんし、実際、県他課が所管する施設に係る個別施設計画の計画期間は総合管理計画の終期である令和7年度を超えているものが多数あります。</p> <p>また、多くの施設の大きな修繕は5年周期で実施するものよりも10年以上の周期で実施するものが多く、総合管理計画の更新時に適切な財源計画(財源の見通し)を作るためには少なくとも10年単位の計画を必要とされますので、個別施設計画についても計画期間を10年以上とすることが望ましいです。</p>	<p>次回の個別施設計画の改訂時において、10年以上の計画期間とするよう検討する。</p>	<p>次期計画の策定においては、計画期間の見直しについても総括課と協議のうえ検討を行うこととする。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 担当局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
119	R5	154	意見	愛媛県在宅介護研修センター 施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、現状、施設の設置意義については、個別施設計画策定・改訂時に限らず、随時検討しているとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部局の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況（築年数、耐震性、老朽化の現状等）、施設の機能（代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等）、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討中
120	R5	155	意見	愛媛県在宅介護研修センター 個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのことです。</p> <p>また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針（長寿命化、統合、将来廃止等）については県民に公開されていません。</p> <p>受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部局の主導のもと、地域別や施設類型別での保有方針を示すことが望ましいです。</p>	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	個別施設計画の公開については、現在策定を進めている個別施設計画の策定の手引きと併せて、各施設所管課に公開方法を周知することを検討している。 また、当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 担当局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分	
								令和6年度報告内容	令和7年度状況		
123	R5	156	意見	愛媛県在宅介護研修センター	個別施設計画の構成及び愛媛県個別施設計画策定ガイドラインの整備について	総務部	財産活用推進課	<p>個別施設計画の項目は、施設の概要(設置目的、利用状況等)、対象建物と主要設備の状態(構造、規模、設備の劣化状況等)、管理に関する基本的な方針、今後5年間の修繕等の計画で構成されています。</p> <p>長寿命化を前提とした場合、施設の維持管理に長期的に多額の支出が必要となることから、県民にその支出の必要性が理解されるために定性的かつ定量的に十分な説明が必要と考えます。そのため、上記の項目以外にも、計画策定の背景・目的、県における施設の位置づけ、県民の利用状況(現在及び将来予測)、施設の収支状況(現在及び将来予測)等を検討の上、個別施設計画に明記することが望ましいです。</p> <p>また、複数の所管課の個別施設計画を確認したところ、各所管課の関係省庁が公開する個別施設計画策定のためのマニュアル・ガイドライン等を参考に個別施設計画を策定している場合が多く、個別施設計画の構成にはバラつきが見られました。</p> <p>個々の施設特性によって個別施設計画の構成に相違する部分があることは理解される場所ですが、県民に理解される個別施設計画として一定程度の共通的な記載事項があると考えられます。そのため、統括管理部署の主導のもと、個別施設計画の共通的な記載事項等を定めた愛媛県個別施設計画策定ガイドラインを整備することが望ましいです。</p>	<p>他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアル等の策定の検討を進めている。</p>	<p>他県等の状況を調査するなど、個別施設計画に係るガイドラインの作成の検討を進めている。</p>	検討中
125	R5	157	意見	愛媛県在宅介護研修センター	維持管理業務の包括外部委託について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのこと。スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部署の主導のもと、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。</p> <p>【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。</p>	<p>【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。</p>	検討中	
						保健福祉部	長寿介護課	<p>なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。</p> <p>【長寿介護課】 包括的な業務委託契約については、指定管理担当部署及び庁舎管理担当部署による全庁的な方針を待って対応したい。</p>	<p>【長寿介護課】 包括的な業務委託契約については、指定管理担当部署及び庁舎管理担当部署による全庁的な方針を待って対応したい。</p>	検討中	
126	R5	157	意見	愛媛県在宅介護研修センター	個別施設計画の計画期間について	保健福祉部	長寿介護課	<p>個別施設計画の計画期間は令和4年度から令和8年度の5年間であり、その内容は短期的な修繕計画となっています。</p> <p>県によると、現状、当施設の保有が必要であると考えているとのことであり、施設の長期的な保有を前提としています。施設の維持管理に長期的に多額の支出が必要となることが想定されることから、長期的な計画とすることが望ましいです。</p>	<p>個別施設計画の計画期間に関する全庁の状況を注視しつつ対応する。</p>	<p>個別施設計画の計画期間に関する全庁の状況を注視しつつ対応する。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分	
								令和6年度報告内容	令和7年度状況		
128	R5	157	意見	愛媛県在宅介護研修センター	指定管理施設の収支状況の把握について	保健福祉部	長寿介護課	当施設は、指定管理制度の導入施設として収支状況を把握し、県民へ公開しています。その内容は、県から指定管理者への委託料支出を施設の収入とし、指定管理者による施設運営費用を施設の支出として把握したものです。なお、施設の利用料は県の直接的な収入のため、収支状況における収入の全額は県から指定管理者への委託料支出となっています。 一方で、県によると、後述のような、県としての施設の年間収支の把握はなされていないとのことです。 効率的かつ効果的な施設管理及び施設の在り方を検討する上で、指定管理者としての施設の収支状況とは別に、県としての施設の収支把握が望ましいです。 具体的には、利用料収入を施設の収入とし、県から指定管理者への委託料支出、県有固定資産の減価償却費、退職給付費用を含む県職員の人件費等の発生ベースで把握した費用を施設の支出として年間の収支状況を把握することが望ましいです。	県施設としての収支状況の把握にあたっては、その手法等について全庁的な検討が必要であるため、全庁の状況を注視しつつ対応する。	県施設としての収支状況の把握にあたっては、その手法等について全庁的な検討が必要であるため、全庁の状況を注視しつつ対応する。	検討中
133	R5	164	意見	愛媛国際貿易センター	固定資産台帳管理について	経済労働部	産業政策課	施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうかについて確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施されていないとのことです。 また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。 この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価額や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。 また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。	固定資産台帳は財政課が管理しており、全庁的な対応が必要と考えている。他の県有施設の状況や総括課との協議のうえ、検討することとする。	固定資産台帳を管理している財政課と協議のうえ、全庁的な対応が必要であるため、他の県有施設の状況や総括課とも協議しているところであり、引き続き検討を行う。	検討中
134	R5	164	意見	愛媛国際貿易センター	個別施設計画の計画期間について	経済労働部	産業政策課	現在作成されている個別施設計画は、令和3年2月に初回が作成され、その計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間として運用されています。 県によると、総合管理計画において、概ね5年をめぐりに取組状況をフォローアップしていくことから、計画期間を5年程度としているとのことでしたが、長寿命化を前提として、個別施設計画を立案する場合には、効率的・効果的な予防保全の実施はもとより、中長期的な経費等に対応する財源計画を考慮すると、計画策定期間として短いと考えられます。 そのため、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にすると、個別施設計画については、「少なくとも10年以上の計画期間とする」ことが望ましいです。	具体的な個別施設計画の方針については、総括課にて策定されており、全庁的な対応が必要と考えている。次期計画については総括課と協議のうえ検討を行う。	県の総合管理計画の更新を現在総括課にて進めており、同計画の内容を精査した上で、当該施設の個別管理計画の方針について検討することとしている。	検討中
136	R5	165	意見	愛媛国際貿易センター	個別施設計画の作成方法について	経済労働部	産業政策課	現在作成されている個別施設計画では、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を勘案するというライフサイクルコスト(LCC)計算の方法は採用されていないとのことです。 中長期的な観点から財政負担の軽減・平準化を図るため、施設の長寿命化が必要と考えている施設であるため、点検・診断結果に基づく予防保全的な修繕による長寿命化を引き続き継続するとともに、環境負荷の低減に配慮しつつ、ライフサイクルコスト(LCC)が最小となるような個別施設計画を作成することが望ましいです。	具体的な個別施設計画の方針については、総括課にて策定されており、全庁的な対応が必要と考えており、総括課と協議のうえ検討を行う。	県の総合管理計画の更新を現在総括課にて進めており、同計画の内容を精査した上で、当該施設の個別管理計画の方針について検討することとしている。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
137	R5	165	意見	愛媛国際貿易センター	経済労働部	産業政策課	個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、実行していくための具体的なプロセスを明記したマニュアルまでは作成されていません。 長寿命化計画を策定するうえでは、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にするなどして、できるだけ長期間の計画を立て、管理できるような仕組みを構築することが望ましいです。なお、できれば、全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。	具体的な個別施設計画の方針については、総括課にて策定されており、全庁的な対応が必要と考えており、総括課と協議のうえ検討を行う。	県の総合管理計画の更新を現在総括課にて進めており、同計画の内容を精査した上で、当該施設の個別管理計画の方針について検討することとしている。	検討中
139	R5	170	意見	県立愛媛中央産業技術専門学校	経済労働部	労務雇用課	現在作成されている個別施設計画では、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を勘案するというライフサイクルコスト(LCC)計算の方法は採用されていないとのこと。 中長期的な観点から財政負担の軽減・平準化を図るため、施設の長寿命化が必要と考えている施設であるため、点検・診断結果に基づく予防保全的な修繕による長寿命化を引き続き継続するとともに、環境負荷の低減に配慮しつつ、ライフサイクルコスト(LCC)が最小となるような個別施設計画を作成することが望ましいです。	今後の人口減少や老朽化に伴う財政負担の見直しなども踏まえながら、中長期的かつ総合的な観点から県有施設全般のマネジメントが必須であるため、総括課が具体的な個別施設計画の方針を策定しており、総括課や財政課と協議のうえ対応してまいります。	現在、総括課において県公共施設等総合管理計画の見直しについて検討されているところであり、全体の計画の内容を注視しつつ、個別施設計画の見直しについて検討を行う。	検討中
140	R5	170	意見	県立愛媛中央産業技術専門学校	経済労働部	労務雇用課	現在作成されている個別施設計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間として運用されています。 県によると、計画策定に入った時期が、産業技術専門校の耐震診断が未実施の状態であり、改修か建替えか等の方針が全く決まっていなかったことから、計画期間を5年間として対応したとのこと。 この点、施設管理として、そもそもの方針が決まらなると個別施設計画自体の策定もできないため、仕方が無いとは思いますが、耐震化を進めることとなった現時点においては、長寿命化を前提として、個別施設計画を立案する必要があるため、効率的・効果的な予防保全の実施はもとより、中長期的な経費等に対応する財源計画を考慮すると、5年間の計画策定期間では短いと考えられます。 そのため、長寿命化を前提として、施設維持を計画する場合には、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にするなどして、個別施設計画の策定にあたっては、「少なくとも10年以上の計画期間とする」ことが望ましいです。	県内に3校ある産業技術専門校のうち、2校は耐震改修工事が終了又は終了見込であり、残りの1校の耐震化が未実施となっている。全ての施設の耐震化が終了するまでは、長寿命化計画は策定できないと考えており、耐震化完了の目途が立った段階で他施設等の状況を踏まえて検討することとする。	県内に3校ある産業技術専門校のうち、耐震化が未実施となっていた1校については、令和8年度末に閉校予定の県立高校へ移転が決定したところ。 既に耐震改修工事が完了している2校については、今後、長寿命化対策を実施する必要があるが、現在、総括課において県公共施設等総合管理計画の見直しについて検討されているところであるため、全体の計画の内容を注視しつつ、個別施設計画の見直しとともに、計画期間を10年とするよう検討を行う。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 担当局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分	
								令和6年度報告内容	令和7年度状況		
142	R5	172	意見	愛媛県産業技術研究所	施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一した具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、現状、公設の試験研究施設として当施設の保有が必要であると考えているとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部署の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部署主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部署主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討中
143	R5	173	意見	愛媛県産業技術研究所	個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのことです。</p> <p>また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針(長寿命化、統合、将来廃止等)については県民に公開されていません。</p> <p>受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部署の主導のもと、地域別や施設類型別の保有方針を示すことが望ましいです。</p>	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	個別施設計画の公開については、現在策定を進めている個別施設計画の策定の手引きと併せて、各施設所管課に公開方法を周知することを検討している。 また、当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 担当局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
146	R5	174	意見	愛媛県産業技術研究所 個別施設計画の構成及び愛媛県個別施設計画策定ガイドラインの整備について	総務部	財産活用推進課	<p>個別施設計画の項目は、策定の趣旨、対象施設の概要(構造、規模、面積等)、建築物・設備の劣化状況、計画期間、対策優先順位の考え方、個別施設の状況、対策内容の実施時期、対策費用で構成されています。</p> <p>長寿命化を前提とした場合、施設の維持管理に長期的に多額の支出が必要となることから、県民にその支出の必要性が理解されるために定性的かつ定量的に十分な説明が必要と考えます。そのため、上記の項目以外にも、計画策定の背景・目的、県における施設の位置づけ、県民の利用状況(現在及び将来予測)、施設の収支状況(現在及び将来予測)等を検討の上、個別施設計画に明記することが望ましいです。</p> <p>また、複数の所管課の個別施設計画を確認したところ、各所管課の関係省庁が公開する個別施設計画策定のためのマニュアル・ガイドライン等を参考に個別施設計画を策定している場合が多く、個別施設計画の構成にはバラつきが見られました。</p> <p>個々の施設の特性によって個別施設計画の構成に相違する部分があることは理解されるところですが、県民に理解される個別施設計画として一定程度の共通的な記載事項があると考えられます。そのため、統括管理部署の主導のもと、個別施設計画の共通的な記載事項等を定めた愛媛県個別施設計画策定ガイドラインを整備することが望ましいです。</p>	他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアル等の策定の検討を進めている。	他県等の状況を調査するなど、個別施設計画に係るガイドラインの作成の検討を進めている。	検討中
150	R5	179	意見	テクノプラザ愛媛 施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一した具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、現状、当施設の保有が必要であると考えているとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部署の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部署主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部署主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 担当局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分	
								令和6年度報告内容	令和7年度状況		
151	R5	179	意見	テクノプラ ザ愛媛	個別施設計画 の公開について	総務部	財産 活用 推進 課	県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのことです。 また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針(長寿命化、統合、将来廃止等)については県民に公開されていません。 受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部局の主導のもと、地域別や施設類型別での保有方針を示すことが望ましいです。	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	個別施設計画の公開については、現在策定を進めている個別施設計画の策定の手引きと併せて、各施設所管課に公開方法を周知することを検討している。 また、当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討 中
153	R5	180	意見	テクノプラ ザ愛媛	個別施設計画 の計画期間について	経済 労働 部	経営 支援 課	個別施設計画の計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間であり、その内容は短期的な修繕計画となっています。 県によると、現状、当該施設の保有が必要であると考えているとのことであり、施設の長期的な保有を前提としています。施設の維持管理に長期的に多額の支出が必要となることが想定されることから、長期的な計画とすることが望ましいです。	次期計画の策定においては、計画期間の見直しについても総括課と協議のうえ検討を行うこととする。	個別施設計画の計画期間に関する全庁の状況を注視しつつ、次期計画の期間の見直しについては、総括課と協議のうえ検討を行う。	検討 中
154	R5	180	意見	テクノプラ ザ愛媛	個別施設計画 の構成及び愛媛 県個別施設 計画策定ガイド ラインの整備について	総務部	財産 活用 推進 課	個別施設計画の項目は、施設の概要(構造、規模、面積等)、建築物・設備の劣化状況、対策の優先順位、対策(5年間程度の設備等更新計画)で構成されています。 長寿命化を前提とした場合、施設の維持管理に長期的に多額の支出が必要となることから、県民にその支出の必要性が理解されるために定性的かつ定量的に十分な説明が必要と考えます。そのため、上記の項目以外にも、計画策定の背景・目的、県における施設の位置づけ、県民の利用状況(現在及び将来予測)、施設の収支状況(現在及び将来予測)等を検討の上、個別施設計画に明記することが望ましいです。 また、複数の所管課の個別施設計画を確認したところ、各所管課の関係省庁が公開する個別施設計画策定のためのマニュアル・ガイドライン等を参考に個別施設計画を策定している場合が多く、個別施設計画の構成にはバラつきが見られました。 個々の施設の特性によって個別施設計画の構成に相違する部分があることは理解される場所ですが、県民に理解される個別施設計画として一定程度の共通的な記載事項があると考えられます。そのため、統括管理部局の主導のもと、個別施設計画の共通的な記載事項等を定めた愛媛県個別施設計画策定ガイドラインを整備することが望ましいです。	他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定に係るガイドラインの作成の検討を進めている。	他県等の状況を調査するなど、個別施設計画に係るガイドラインの作成の検討を進めている。	検討 中
159	R5	182	意見	テクノプラ ザ愛媛	維持管理業務 の包括外部委 託について	総務部	財産 活用 推進 課	県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのことです。スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。 なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。	【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。	【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。	検討 中
						経済 労働 部	経営 支援 課		【経営支援課】 他の県有施設の所管課や総括課との協議のうえ、検討することとする。	【経営支援課】 当施設は指定管理者制度を採用しており、維持管理業務の包括的な外部委託については、全庁的な方針を踏まえる必要があることから、他の県有施設所管課や総括課と協議のうえ検討を行う。	検討 中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分	
								令和6年度報告内容	令和7年度状況		
167	R5	190	意見	農林水産研究所	全庁的な個別施設計画の作成・更新マニュアル等の作成について	総務部	財産活用推進課	<p>個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、全庁的な施設管理部署となっている推進本部からの具体的な指示はなく、施設を管理する部署としても実行していくための具体的なプロセスを明記したマニュアルまでは作成されていません。</p> <p>また、農林水産研究所の個別施設計画は、当該計画策定時に検討を進めていた「研究機関における今後の方針及び整備計画」（以下、「整備計画」とします。）と連携させた形で進める方向で対応していたところ、整備計画の作成を取りやめたことで、個別施設計画に記載している内容が実情と整合しない状態のまま、進行してしまっているという状況にあります。</p> <p>長寿化計画を策定するうえでは、例えば、総務省のホームページ（HP）に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について（総財務第43号）令和4年4月1日」等を参考にするなどして、できるだけ長期間の計画を立て、管理できるような仕組みを構築することが望ましいです。</p> <p>また、実情と整合しない状態のまま、過去策定した個別施設計画を利用するのは、管理上、意味をなさないため、現在の状況にあった計画と実績を比較できるような計画に早急に修正する必要があるため、個別施設計画自体の見直しプロセスを明文化し、対応することが望ましいです。</p> <p>なお、できれば、全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。</p>	<p>他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアルの策定の検討を進めている。</p>	<p>他県等の状況を調査するなど、個別施設計画に係るガイドラインの作成の検討を進めている。</p>	検討中
182	R5	208	意見	水産研究センター	個別施設計画の策定について	農林水産部	水産課	<p>当施設では、個別施設計画が策定されていません。</p> <p>県によると、令和2年度より、老朽化の激しい種苗生産棟・稚魚飼育棟について改修工事を実施しており、その経過を確認しながら計画策定を行う予定とのことです。具体的には、当施設では、試験研究と並び放流用及び養殖用の水産生物（種苗）の供給しているところ、施設全体の総量的な供給体制の構築を検討するに際して、改修した施設を実際に運用してから、今後の計画を策定した方がより良いと判断したためとのことです。</p> <p>今後、施設の在り方を検討の上、速やかな個別施設計画の策定が望ましいです。</p>	<p>研究方針及び種苗供給計画について、改修工事を実施した種苗生産棟及び稚魚飼育棟の実際の運営状況を確認しながら、栽培資源研究所との役割分担を合わせて計画策定に取り組む予定である。</p> <p>当該全体計画の策定後は、全庁的な指針に基づき個別施設計画の策定に取り組む。</p>	<p>水産研究センターについては、令和2年に策定した計画の見直しが必要となったことから、同センターと栽培資源研究所の役割分担も含めた研究施設全体の整備計画を検討しており、同センターにおいては、改修済みの種苗生産棟及び稚魚飼育棟に加えて、他の施設を含めた再編を検討する中で、温暖化に伴う海水温の上昇や赤潮の発生などを踏まえて、陸上水槽による親魚管理の必要性が生じているほか、同研究所においては、業界団体から新たな放流対象魚種の要望があることから、さらなる検討を進めているところであり、これら検討結果を踏まえて当該全体計画を策定した上で、全庁的な指針に基づき個別施設計画を新たに策定する予定。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分	
								令和6年度報告内容	令和7年度状況		
183	R5	208	意見	水産研究センター	施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一した具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、外部有識者を交えた意見交換会を実施しており、その中で当施設の在り方を検討しているとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部署の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部署主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部署主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討中
184	R5	209	意見	水産研究センター	維持管理業務の包括外部委託について	総務部	財産活用推進課	<p>【財産活用推進課】</p> <p>各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。</p>	<p>【財産活用推進課】</p> <p>各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。</p>	検討中	
						農林水産部	水産課	<p>【水産課】</p> <p>宇和島市下波に位置する水産研究センターと宇和島市坂下津にある同センター魚類検査室においては、事業系一般廃棄物処理委託や浄化槽の管理など、同一内容の施設管理委託業務があるため、包括的な外部委託について、検討いたしました。</p> <p>なお、栽培資源研究所に関しては、施設の距離が離れている等の問題があるため、困難と考える。</p>	<p>【水産課】</p> <p>宇和島市下波に位置する水産研究センターと宇和島市坂下津にある同センター魚類検査室においては、事業系一般廃棄物処理委託や浄化槽の管理など、同一内容の施設管理委託業務があるため、包括的な外部委託について、実施に向けて調整中である。</p> <p>なお、栽培資源研究所に関しては、施設の距離が離れている等の問題があるため、困難と考える。</p>	検討中	

番号	監査年度	頁	区分	項目		担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分
									令和6年度報告内容	令和7年度状況	
186	R5	211	意見	栽培資源研究所	個別施設計画の策定について	農林水産部	水産課	<p>当施設では、個別施設計画が策定されていません。</p> <p>県によると、当施設と水産研究センターは、それぞれの施設に応じて試験研究や種苗生産供給に関する業務を分担するなど、密接に連携していることから、老朽化の進んでいる水産研究センターの個別施設計画の策定後、本研究所の計画を策定することとしているとのことです。</p> <p>今後、当施設と水産研究センターとの関係性を踏まえた施設の在り方を総合的に検討の上、速やかな個別施設計画の策定が望ましいです。</p>	<p>水産課(栽培資源研究所)</p> <p>研究方針及び種苗供給計画について、水産研究センターにおいて改修工事を実施した種苗生産棟及び稚魚飼育棟の実際の運営状況を確認しながら、水産研究センターとの役割分担を合せて計画策定に取り組む予定である。</p> <p>当該全体計画の策定後は、全庁的な指針に基づき個別施設計画の策定に取り組む。</p>	<p>水産研究センターと栽培資源研究所の役割分担も含めた研究施設全体の整備計画を検討しており、同センターにおいては、改修済みの種苗生産棟及び稚魚飼育棟に加えて、他の施設を含めた再編を検討する中で、温暖化に伴う海水温の上昇や赤潮の発生などを踏まえて、陸上水槽による親魚管理の必要性が生じているほか、同研究所においては、業界団体から新たな放流対象魚種の要望があることから、さらなる検討を進めているところであり、これら検討結果を踏まえて当該全体計画を策定した上で、全庁的な指針に基づき個別施設計画を策定する予定。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 担当局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
187	R5	212	意見	栽培資源 研究所	施設の在り方の 評価について	総務部 財産活用 推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、これまでに当該施設の在り方を検討していないとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部署の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況（築年数、耐震性、老朽化の現状等）、施設の機能（代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等）、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部署主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部署主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討 中
190	R5	214	意見	西予庁舎	個別施設計画の 策定及び個別 施設計画策 定要否の判断 基準の設定に ついて	総務部 財産活用 推進課	<p>当施設では、個別施設計画が策定されていません。</p> <p>県によると、西予庁舎は、オフサイトセンターとの合同庁舎であるため、個別施設計画を策定していないとのこと。</p> <p>総合管理計画では「各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて「個別施設計画（長寿命化計画等）」を策定し、財政状況等を踏まえながら、適切に計画の見直しを行うものとする」とされており、県有施設の全てについて一律に個別施設計画を策定すべきものではないことは理解できます。</p> <p>当施設は総合管理計画の策定以前に建築された施設ですが、築年数は浅く、多額の修繕費用は発生していないことから、所管課では足元での個別施設計画策定の必要性を認識していないものと思料します。一方で、当施設の取得価格は496,869千円に及び、施設の維持管理に長期的に多額の支出が予想されます。そのため、長寿命化計画としての個別施設計画の策定が望ましいです。</p> <p>また、個別施設計画の策定の要否は各所管課の判断とされていますが、統括管理部署の主導のもと、一定規模を超過する施設については、個別施設計画の策定を求める等の個別施設計画策定要否の判断基準を設定することが望ましいです。</p>	当該施設所管課との議論を踏まえ、当該施設における個別施設計画の策定を検討する。	愛媛県公共施設等総合管理計画において「各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて、個別施設計画を策定」することとしており、当該施設所管課において策定を検討しているところ。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 担当局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
191	R5	215	意見	西予庁舎 自動販売機設置に係る行政財産貸付け等事務処理要領の見直しの検討について	土木部	土木管理課	西予庁舎では、県職員労働組合が行政財産の使用許可を受けて、自動販売機を設置しています。また、職員の福利厚生用に供する目的を理由として、職員労働組合の使用料は減免されています。税負担の観点からは、減免により施設の収入が少額ながらも減少することで、結果的に西予庁舎が負担する税額が増加しています。職員労働組合の使用料負担額が減少する一方、県民の税負担額が増加しています。 所管課を同じくする久万高原庁舎では、県職員労働組合を介さず、県が直接、自動販売機設置業者と県有財産賃貸借契約書を締結しています。そのため、西予庁舎と異なり、久万高原庁舎では貸付料が収入として発生しています。 県によると、平成22年制定の自動販売機設置に係る行政財産貸付け等事務処理要領に従い、両庁舎の状況が相違しているとのこと。 両庁舎はいずれも県の庁舎ですが、立地は異なり、サービス提供をうける受益者はそれぞれ異なります。使用料の負担状況が相違することにより、施設間での公平性、ひいては受益者負担の公平性を欠く点が問題です。 また、施設の在り方を検討する際に、施設の収支状況は重要な要素です。事務処理要領の制定から10年以上の期間が経過していることから、全ての自動販売機の設置について、一般競争入札により賃貸借契約締結することも求めるよう要領の見直しを検討することが望ましいです。	自動販売機設置に係る行政財産貸付け等事務処理要領を設置根拠としているため、同要領を所管している担当部局と協議のうえ、対応を検討する。	自動販売機設置に係る行政財産貸付け等事務処理要領を設置根拠としているため、同要領を所管している担当部局と協議のうえ、引き続き対応を検討する。	検討中
192	R5	215	意見	西予庁舎 維持管理業務の包括外部委託について	総務部	財産活用推進課	県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのこと。スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。 なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。	【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。	【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。	検討中
					土木部	土木管理課		【土木管理課】 当課所管の庁舎については、県有施設全体又は地域全体での包括的な外部委託の方針が決まり次第、同方針に従う。	【土木管理課】 当課所管の庁舎については、県有施設全体又は地域全体での包括的な外部委託の方針が決まり次第、同方針に従う。	検討中
193	R5	218	意見	久万高原庁舎 個別施設計画の策定について	土木部	土木管理課	当施設では、個別施設計画が策定されていません。 県によると、令和5年度より現庁舎の解体に着手し、令和7年度中に新庁舎が完成予定のため、それ以降に作成を予定しているとのこと。 新庁舎建設後の速やかな個別施設計画の策定が望ましいです。	個別施設計画の策定及び個別施設計画策定要否の判断基準の設定に対する統括管理部局の方針を参考にしつつ、新庁舎完成後策定を検討する。	個別施設計画の策定及び個別施設計画策定要否の判断基準の設定に対する統括管理部局の方針を参考にしつつ、策定を検討する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 担当局	担当 課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応 区分	
								令和6年度報告内容	令和7年度状況		
194	R5	218	意見	久万高原 庁舎	維持管理業務 の包括外部委 託について	総務部	財産活用推進課	【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。	【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。	検討中	
						土木部	土木管理課	【土木管理課】 当課所管の庁舎については、県有施設全体又は地域全体での包括的な外部委託の方針が決まり次第、同方針に従う。	【土木管理課】 当課所管の庁舎については、県有施設全体又は地域全体での包括的な外部委託の方針が決まり次第、同方針に従う。	検討中	
195	R5	219	意見	台ダム管理 宿舎	個別施設計画 の策定について	土木部	河川課	総合管理計画では、「それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定」とされているところ、インフラ施設である台ダムの個別施設計画はあるとのことですが、台ダムの管理宿舎に関しては、個別施設計画を策定しておりませんでした。 台ダムの周辺には代わりとなる入居可能施設がないとのことであり、台ダムの維持管理に管理宿舎が必要不可欠というのであれば、いずれは建替え等の検討も必要になると推察されます。長寿命化等の長期的な方針や修繕等維持管理費の中長期の計画などは管理宿舎の中長期の維持をするうえで有用であると言えますので、個別施設計画を策定することが望ましいです。	全庁の取組状況を注視しつつ、個別施設計画の策定及び定期的な点検の実施を検討する。	全庁の取組状況を注視しつつ、個別施設計画の策定及び定期的な点検の実施を検討する。	検討中
196	R5	220	意見	台ダム管理 宿舎	適切な者による 定期的な点検 の実施について	土木部	河川課	台ダム管理宿舎に関しては、建築基準法第12条の定期点検の対象ではないところですが、当該施設はこれまで入居職員等による設備の確認がされているのみで、十分な知識や経験を有する者による網羅的な点検がなされておりました。また、過去の設備点検の実施記録もありませんでした。 法定外であるため法定の年数で実施する必要はないものの、定期的な点検は将来的に必要な修繕個所の把握に資するものですから、少なくとも個別施設計画の策定や見直しのタイミングでは十分な知識や経験を有する者による網羅的な点検の実施とその実施記録の保存することが望ましいです。	全庁の取組状況を注視しつつ、個別施設計画の策定及び定期的な点検の実施を検討する。	全庁の取組状況を注視しつつ、個別施設計画の策定及び定期的な点検の実施を検討する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分	
								令和6年度報告内容	令和7年度状況		
201	R5	230	意見	運転免許センター	施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、現状、当施設の保有が必要であると考えているとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部署の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況（築年数、耐震性、老朽化の現状等）、施設の機能（代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等）、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部署主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部署主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討中
202	R5	231	意見	運転免許センター	個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのことです。</p> <p>また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針（長寿命化、統合、将来廃止等）については県民に公開されていません。</p> <p>受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部署の主導のもと、地域別や施設類型別の保有方針を示すことが望ましいです。</p>	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	個別施設計画の公開については、現在策定を進めている個別施設計画の策定の手引きと併せて、各施設所管課に公開方法を周知することを検討している。 <p>また、当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。</p>	検討中